

平成 18 年度（第 45 年度）事業計画書

わが国の酪農をめぐる情勢

1. わが国経済は、バブル崩壊後の調整にほぼ目処をつけ、再び回復の勢いを取り戻しているとされている。こうしたなかで、原油高や米経済の住宅バブルに伴う金利急騰懸念に加え、国内では所得格差が拡大するなど“影”の部分も顕在化しており、食品等の家計支出については依然として楽観できない情勢にある。
2. 生乳需給は、牛乳の深刻な販売不振に回復の兆しが見えず、依然、大幅な需給緩和傾向にある。生乳生産は昨秋から全国的に増勢を強めていたが、年未年始及び年度末の学乳休止期の処理不可能乳発生懸念もあって、各指定団体が計画生産の順守を呼びかけており、生乳生産の伸び率は縮小に向かいつつある。
こうしたなかで、脱脂粉乳の過剰在庫に加え、バター在庫積み増しも顕在化し、18年度計画生産・需給調整対策は13年ぶりの減産を余儀なくされている。
3. WTO 交渉は、昨年末の香港閣僚会議で本年中の最終合意が確認され、4月末にモダリティ合意、7月末までに譲許表を提出するという期限が設定された。上限関税や関税の引き下げ率及びセンシティブ品目の取り扱いなどの協議が本格化する予定であり、交渉の結果次第ではわが国酪農への深刻な影響も懸念される。
また、FTA（EPA）交渉についても、東南アジアをはじめその他の地域にも拡大・加速していくものと考えられる。
4. 一方、国内では、国が平成 19 年度の品目横断的な経営安定対策（日本型直接支払い）の導入に向けて、関係法案の成立を期している。酪農においては、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（以下「酪肉近」という）を踏まえ、集送乳の合理化の推進など、国際化に対応したコストの低減などの改革が進められようとしている。
5. 酪農経営は、生乳需給の大幅緩和の影響により、加工原料乳価格の低下や、委託加工発生の拡大などによる乳価低下を招くなど、経営への影響が大きくなっている。加えて、高齢化や規模拡大の制約による酪農家戸数・飼養頭数の減少が継続するなかで、減産の計画生産の実施や国際化による先行き不安等を背景に、生乳生産基盤の弱体化が懸念される。

6. 広域指定生乳生産者団体（以下「広域指定団体」という）は平成 18 年度を目標年度とする中期計画、更に、「集送乳の合理化の推進について」（17 年 5 月 17 日付け生産局長通知）を踏まえ、配乳権の完全集約、集送乳の合理化等の販売経費の削減を進めるなど、中期計画の着実な実行、受託販売機能・体制の強化を一層促進することが求められている。
7. 本年 5 月より、食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制が導入されるなど、消費者の安全・安心の高まりに対する信頼性の確保に向けた取り組みの重要性が強まっている。こうしたなか、生乳の安全・安心を確保するため、全国的に、生産・衛生管理の記帳に係る取り組みを始めるとともに、動物用医薬品や農薬等が適切に使用されていることを点検するため、残留検査を行うこととしている。

平成 18 年度事業の基本的な考え方

以上のような内外の諸情勢を踏まえ、引き続きわが国酪農の安定的・持続的発展を図るため、本会議は、指定団体及び全国連等の会員組織と密接に連携して、次の事項を重点とした事業を展開するものとする。

1. WTO 等国际交渉への対応及び酪農基本対策

山場を迎える WTO 農業交渉及び加速する FTA (EPA) 国際交渉に対応し、情報の収集・提供等を行うとともに、関連団体と連携の上、酪農の産業的な特性と実態を十分に踏まえ、生乳生産者の意見が反映されるよう必要な提言・献策活動等を展開する。

なお WTO 等国际交渉の帰趨によっては、市場環境や政策条件の大きな変化が見込まれるため、必要に応じ、生乳の価格形成及び酪農振興対策等の今後の酪農政策についての具体策を検討するものとする。

2. 生乳計画生産対策

生乳の計画生産対策については、バター過剰も含めた国内生乳需給を考慮し、減産型の計画生産を実施するが、多様な生産条件を念頭に、酪農生産基盤の弱体化を極力招来しないことに配慮する。このため、脱脂粉乳在庫を実質 5 千トンを削減させる販売基準数量と、国内需給に悪影響を与えず量の確保を選択出来る特別枠の設定により、地域や個別経営の実情に応じた適切な生乳出荷抑制を実施する。

さらに、不需求期の出荷抑制に努めながら的確かつ円滑な広域需給調整を推進するための需給情報の交換等進めるとともに、加工とも補償対策の有効活用、効率的な余乳処理、更に、需要の伸びが期待できる用途拡大などの販売機能の強化

を図る。

3．生乳取引・価格安定対策

生乳取引については、生乳需給の厳しい緩和状況のなかで、乳業者の厳しい対応が想定されるため、生乳需要に対応した生産調整、適切な出荷調整の実施により取引の安定を図るとともに、地元乳業者の飲用牛乳の販売力強化と用途別取引の拡大などの弾力的な対応を通じ、都府県における加工原料乳の発生を極力抑えることが求められる。

こうした課題への取り組みと牛乳消費拡大対策等の実施により、生乳取引と乳価の安定を目指す。

また、加工原料乳補給金等の決定に当たっては、生産者の意向が反映され、適切に決定されるよう献策活動を実施する。

4．広域指定団体の機能強化対策

広域指定団体機能の強化対策については、指定団体における需給調整機能の強化、地域酪農に対する総合的な指導・支援力の強化を図るため、各指定団体策定の中期計画の着実な推進を支援するとともに、人事の相互交流制度・教育研修プログラムの導入を通じた総合的な実務能力の向上を目指すものとする。

また、集送乳の合理化や高度管理、広域生乳検査体制の整備、生乳生産情報の一元的な集約化とデータベースの構築、個人別乳代精算機能のための条件整備など、「集送乳の合理化の推進について」(17年5月17日付け生産局長通知)を踏まえ、指定団体が主体的に促進する諸施策の推進・定着と各種補助事業への支援対策を実施する。

5．国産生乳需要定着化対策

飲用牛乳の消費減退が構造的なものであることを踏まえ、生乳需給調整対策の一環として、「牛乳に相談だ。」キャンペーンを継続するとともに、飲用向け生乳20銭/kgの拋出により、TVCMなどマスメディア展開地域の拡大やプレゼントキャンペーンの実施などについて可能なものから実施するとともに、地域の乳業者と連携して実施する活動、学校給食の場での取り組みなど、必要な事業の拡充を図る。

また、酪農生産への理解や共感を確保することを通じて、国民に国産牛乳乳製品に対する信頼・愛着・こだわりを醸成し、長期的な国産生乳市場の安定と需要の定着を図るための基本的な事業を実施する。このため、新たな「食育」の取り組みと連携しつつ、酪農教育ファーム等の消費者交流活動の全国的な推進と地域活動への支援を行うとともに、ミルククラブやHP等を活用した情報提供活動の更なる充実・強化を図る。

6．生乳生産基盤強化対策

生乳生産基盤強化対策については、生乳の季節別需要に見合った出荷体制のための対策、輸入品と一定の競争力を有するチーズ、液状乳製品及びはっ酵乳に仕向けられる国産生乳の需要を拡大するための需要構造の改革対策、環境保全・飼料自給率の向上等環境調和型の経営を行う酪農家に対し、飼料作付け面積当りの奨励金を交付する事業の推進、酪農経営の安定と体質強化のための対策などを機構の支援を得て推進する。

7．生乳の安全・安心確保対策

ポジティブリスト制度の導入・施行、さらに生乳の安全・安心を確保するための体制を強固なものとするため、全国的な取り組みを推進する。特に、衛生的な生乳生産の実施及び農薬等の適正な管理と使用に係る記帳・記録と保管を地域の酪農乳業関係者が連携して引き続き推進するとともに、研修会の開催等を通じた普及・啓発を実施する。

また、抗生物質の出荷前検査等の必要な対策を促進するとともに、カウ・コンファート及び体細胞削減対策など良質生乳生産の取り組みを推進する。

なお、生乳検査技術の向上、精度管理体制の高度化、検査機器のキャリブレーションの適正化等の取り組みは、生乳共通の課題であることから、社団法人日本酪農乳業協会（以下「Jミルク」という）への移管を念頭に必要な事業を実施する。

8．本会議の組織運営の効率化・指定団体支援業務強化対策

広域指定団体業務の定着化等を踏まえ、本会議における組織運営の効率化、理事・会員組織間の情報共有化をさらに推進するため、会員組織に対する情報提供の見直し・充実、企画業務の強化による政策提言能力の向上など、指定団体支援業務の強化を図るものとする。

・事業内容

1．W T O 等国際交渉への対応及び酪農基本対策

W T O 農業交渉は、平成 1 8 年末の最終合意に向けて、4 月末を目途としたモダリティ確立、7 月末を目途とした各国譲許表提出を踏まえ、今後、農業交渉会合、関係閣僚会合等の交渉が実施されることとなっている。

なお、香港閣僚会議での閣僚宣言において輸出競争などの一定の規律が整理されたことから、今後は市場アクセスを主として関税削減方式、重要品目数、上限関税等についての交渉が展開される見通しであり、わが国にとって正念場の交渉が迫られる状況にある。

この決着内容によっては、わが国酪農への影響が深刻なものとなることも予想されることから、本会議では、以下の対策に取り組むとともに、政府・国会における各種施策の検討に際し、生乳生産者の意見が反映されるよう、適宜必要な提言・献策活動等を展開する。

(1) W T O 交渉に関する具体的な対応の実施

W T O 交渉によるわが国酪農への影響を最小限に留めるべく、4 月のモダリティ確立、7 月の各国譲許表案の提出などの動向にあわせて、情報収集に当たるとともに、酪農製品への影響や本会議としての対応等について指定団体会長・実務責任者会議等において検討し、対策を進めていく。

また、政府・国会への要請活動を展開するとともに、指定団体、農協、生産者に対する情報提供を適宜行なう。

(2) 酪農基本対策の検討

W T O 交渉の合意内容の如何によっては、わが国酪農の市場環境及び競争条件が大きく変化することとなりうるため、必要に応じ生乳の価格形成、今後の酪農振興対策等の酪農政策の在り方について、基本的な検討を開始する。

2．計画生産・需給調整対策

(1) 平成 1 8 年度計画生産対策の適切な推進

平成 1 8 年度の計画生産・需給調整対策は、生乳生産及び需給を巡る情勢を踏まえ、「脱脂粉乳だけでなく、バター過剰も含めた厳しい国内生乳需給の考慮」「わが国の多様な生乳生産条件を念頭に、酪農生産基盤の弱体化を極力招来しないことの配慮」「販売基準数量及び選択的な特別枠の設定、地域・個別経営の実情に応じた適切な生乳出荷抑制対策の実施」を基本方針とする減産型の計画生産を、次のとおり実施する。

平成18年度計画生産の具体的な実施

平成18年度の計画生産については(1)の基本的な考え方を踏まえつつ、「Jミルクの需給見通し(脱脂粉乳積み増し回避需要量ベース)から、脱脂粉乳在庫を8千トﾝ相当以上(生乳換算57.5千トﾝ:脱脂粉乳5千トﾝ、バター2千トﾝ強)削減させる「販売基準数量」と、国内需給に悪影響を与えず「量の確保」を選択できる「特別枠」を合わせた計画生産数量による管理を行なう。

また、指定団体に配分された計画生産数量については、引き続き、新規就農やアウト・イン異動などの「販売基準数量の期中調整」及び「大幅な需給変動による販売基準数量の見直し」並びに「アローワンス処置」、「需要期増産分のペナルティ除外措置」等の適切な運用を行なうこととする。

なお、指定団体ヒアリングを通じた生産・販売状況の把握及びそれに基づく計画生産数量の運用指導とともに、指定団体の用途別販売計画及び加工販売計画数量策定の推進等を行なう。

特別枠に係る乳製品製造等の協調的な取り組みの推進

平成18年度計画生産対策のうち特別枠の実施については、特別枠に係る乳製品の製造・処理等が計画的かつ円滑に進むよう詳細な仕組みの設定とスケジュールの調整を行なう。

これにあわせて、特に都府県において特別枠の取り組みが公平に保たれるよう経費負担等についての協調的な対策の推進を図る。

不需要期の生乳生産抑制対策の実施

生乳需給緩和に対応するため、平成18年度は厳しい計画生産の実施をすることとしているが、この実施を効果的に進めるため、国の補助事業等を活用しながら不需要期の生産を抑制し、需要期への生乳生産シフトを一層進める取り組みを行なう。

加工とも補償事業の適切な運用

「広域生乳需給調整補助金交付事業(とも補償事業)」に関しては、対策の実施に当たり、実施内容及び拠出単価等について、指定団体会長及び実務責任者による協議・検討を行い、必要に応じた対策の有効活用、効率的な余乳の処理を図る。

(2)平成19年度需給調整・計画生産対策の策定

平成18年度の生乳生産・需要の動向を勘案するとともに、「Jミルクの19年度需給見通し等を踏まえ18年度中に策定する。

計画生産対策については、WTO交渉など生乳の生産と市場をめぐる環境の変化を踏まえ、将来的な生乳需給の在り方についても議論を行なうこととし、急激な環境変化等の影響を生じないように取り進めていくこととする。

(3) 生乳生産動向・販売動向等に係る情報の収集・提供

的確な需給調整を図る観点から、以下の取り組みを実施する。

指定団体からの用途別販売実績及び工場別販売実績報告の実施
的確な需給調整の推進に資するため、都府県における日常的な生産動向に関する調査の実施

酪農家情報ネットワーク等を活用した酪農家等に対する定量・定性調査の実施

上記データ及びJミルク等の各種情報を活用した適切な需給動向の把握と、円滑な需給調整への支援

本会議及びJミルク等の各種データの各指定団体に対する迅速な情報提供

(4) 需要期生乳生産体制の推進

都府県の生乳需給については、需要期の需給逼迫、不需要期の需給緩和といった生乳需給の季節偏差を解消することが課題となっている。こうした状況を踏まえ、機構の補助を受けて、指定団体が実施する需要に応じた季節別の生乳出荷体制を構築するための事業に対し、補助を行う。

3 . 生乳取引及び価格安定対策

今後とも酪農製品の自給率の向上及び国内の酪農業の持続的発展を図るため、以下の生乳取引及び価格安定対策を推進する。

(1) 適切な生乳取引の推進

生乳需給の厳しい緩和状況のなかで、乳業者は収益性の期待できる製品部門への事業重点化を一層明確に打ち出していることから、平成18年度の生乳取引については、難しい対応が想定される。

したがって、指定団体においては、生乳需要に対応した生産調整、適切な出荷調整と広域需給調整の実施により生乳取引の安定を図ることが必要となる一方、地元乳業者の飲用牛乳の販売力強化と、用途別取引の拡大などの弾力的な対応を通じて都府県における加工原料乳の発生を極力減少させることが求められる。

こうした課題への取り組み及び乳業者との協議を進めるため、Jミルクでの課題の整理を行なうとともに、計画生産の適正実施、不需要期での減産対策の実施、乳製品在庫対策、牛乳消費拡大等の実施により、生乳取引と乳価の安定を目指す。

また、指定団体及び全国連の調整、情報交換等を通じて必要な対策を講じることとする。

(2) 生乳取引に係る情報交換と情報の開示

指定団体・全国連と乳業者間の生乳取引が需要に対応して合理的、効率的に推進されるよう、適宜、全国及び地域別会議を開催し情報交換を行うとともに、指定団体の生乳取引に係る情報について引き続き必要な情報開示を推進する。

(3) 平成 19 年度酪農関連対策の確立

平成 19 年度加工原料乳生産者補給金単価、限度数量及び酪農関連対策の決定に際しては、生乳流通及び酪農経営の実態が反映され適切に決定されるよう、政府・国会等に対する献策活動を実施する。

(4) 加工原料乳生産者経営安定対策の推進

加工原料乳価格が低落した際の酪農経営の安定を図る観点から、必要な補てん金の交付に充てるため、引き続き、機構の補助を受けて、指定団体に造成された加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金への補助を行うとともに、適切な補てん金の交付に対する指導・支援を行う。

4 . 広域指定団体の機能・体制の強化対策

(1) 検討等の実施

指定団体・全国連実務責任者会議を適宜開催し、各指定団体における中期計画の実行・進捗状況の確認、補助等の活用と必要な支援策の検討、平成 19 年度以降の中期目標のあり方などの検討を行う。

(2) 指定団体における需給調整機能強化の支援

機構からの補助を受けて実施する広域生乳流通体制合理化支援事業並びに需給調整機能強化事業により、以下のとおり、指定団体が実施する機能強化の取り組みに対する支援策等を講じる。

指定団体の体制整備への支援

指定団体が行う受託販売事業の合理化に資するシステムの開発・運用、乳質検査体制の広域化等への支援対策を講ずる。

生乳生産者組織の機能強化

生乳生産者組織の総合的な実務能力等の向上に資するため、本会議と指定団体間の人事交流等に取り組むとともに、指定団体及び指定団体会員組織等を対象にした研修会を開催する。

指定団体における情報提供事業

域内生産者に対して、指定団体の事業・活動、生乳取引をめぐる市場環境等の情報の周知徹底、中期目標実践への理解促進、消費者・国民等からの酪農生産や生乳流通に対する理解促進を図るため、指定団体の機関紙の充実及び迅速な情報開示のためのHPの充実等、必要な検討及びツールの開発と提供などの支援策を講ずる。

指定団体の業務運営指導・支援

指定団体の運営が円滑に行われ、その機能が十分に発揮されるよう、必要な指導・支援・調査等を実施する。

5. 国産生乳需要定着化促進対策

(1) 牛乳消費安定・飲用需給構造改善事業の継続実施

飲用牛乳の消費減退が構造的であることを踏まえ、「牛乳に相談だ。」キャンペーンを継続して実施する。

なお、事業の拡充・強化を図るため、5銭/1kgの拠出金を増額するとともに、事業実施にあたっては、初年度の事業効果を踏まえ、キャンペーンを牛乳への理解醸成と飲用行動を促す段階に移行させるため、Jミルクの骨密度測定事業等との連携、理解醸成のための酪農教育ファームの強化、モデル的自販機展開など立体的プロモーションの展開、中高生に対する日常的コミュニケーションの工夫と訴求ベネフィットの重点化、ミルククラブ活動や「学校給食の場」を活用した母親とのコミュニケーション強化などを行う。

また、拡充・強化学業として、事業効果を一層高めるため、TVCMなどマスメディア展開地域の拡大、余乳発生が多い地域における年末・年始期を中心としたプレゼントキャンペーンの実施などについて、可能なものから実施する。

(2) 酪農理解醸成消費者対策事業の推進

酪農生産への理解促進を図る事業を通じて、日本酪農への国民の共感及び国産牛乳乳製品に対する信頼や愛着などを醸成するとともに、国産生乳市場の中長期的安定と需要の定着を図るため、以下の事業を実施する。

ホームページ等を通じた酪農理解醸成の訴求、酪農啓発イベント、食育関係イベントへの参加、酪農理解啓発図書の発行、効果的情報システムの運営等をおこなう事業。

酪農家及び生産者組織などが教育関係者と連携して実施する酪農教育ファーム活動を全国的に支援する事業。特に本年度は、食育推進活動との連携を強化しつつ、教育関係者との幅広いネットワークの構築を推進

する。

地域における酪農理解促進のため消費者イベント等の活動を支援する事業。特に本年度は、牛乳消費拡大キャンペーンとの連動により、事業の相乗効果の向上を目指す。

酪農家が牧場を地域住民に開放して組織的に行う消費者交流及び酪農体験活動等を支援する事業。特に本年度は、対象酪農家の組織化をさらに推進するとともに、酪農家が実施する活動のなかで、牛乳消費拡大キャンペーン等の事業との連携を強化する。

会員制組織ミルククラブの活動を通じて、消費者と生産者を結ぶ情報発信や日本酪農を支援する消費者オピニオンリーダーの育成等を行う事業。

(3) 関連対策の実施

国産生乳需要定着化対策の円滑な実施に資するため主に次の関連事業を実施する。

流通小売業の酪農理解醸成や国産牛乳・乳製品の価値向上などを図る事業。特に本年度は、消費拡大キャンペーンへの協力関係を強化するため必要な事業の拡充を図る。

地域特性を十分に発揮しつつ、各指定団体の円滑な事業実施と効果的展開が図られるよう支援する事業

海外における消費拡大活動などの関連する調査や研究などをおこなう事業

6. 生乳生産基盤強化対策

(1) BSE対策酪農互助システムによる支援

BSE発生時の速やかな対応が取れるよう互助基金を準備する。また、発生に伴い生乳生産者に悪影響を与えないよう、指定団体及び農協等との連携の下、情報収集に努めるとともに、適宜、必要な対応を講じる。

(2) 酪農生産の実態等に係る調査の実施

酪農家の生産実態及び今後の意向や課題等に関する情報を的確に把握し、全国的な生乳供給体制の構築、集送乳機能の合理化、安定的かつ的確な生乳供給及び生乳取引の推進に資するため、酪農家に対する調査を実施する。

(3) 酪農飼料基盤拡大の推進

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実施している生産者を支援するため、独立行政法人農畜畜産産業振興機構の補助に基づき次の事業を実施す

る。

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作物作付地の面積に応じて奨励金を交付する事業
飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、推進会議の開催、事業実施のための助言及び指導等に対する補助

7．乳質管理体制及び乳質改善対策の推進

(1) 生乳の安全・安心確保対策

食品中に残留する農薬等を規制するためのポジティブリスト制度の導入・施行、さらには消費者の安全・安心に対する強い期待に応えるため、生乳の安全・安心を確保するための体制を強固なものとしていく必要がある。

このため、「生乳の安全・安心の確保に係る全国協議会」を開催し、酪農乳業が一体となった取り組みを推進する。

特に、衛生的な生乳生産の実施及び農薬等の適正管理と適正使用に係る記帳・記録と保管を引き続き推進するとともに、研修会の開催等を通じた普及・啓発を実施する。

なお、生乳生産現場における記帳・記録と保管の具体的な実施については、「生乳の安全・安心の確保に係る地域協議会」が主体となって、地域の酪農乳業関係者が連携した取り組みを推進する。

(2) 良質生乳生産対策の推進

健康な乳牛から生産される良質な生乳生産を推進するため、抗生物質の出荷前検査等の必要な対策を促進するとともに、カウ・コンフォート及び体細胞削減対策等について研修会を開催する。

(3) 生乳検査体制強化対策の実施

生乳検査に係る技術向上、生乳検査精度管理体制の高度化、生乳検査機器のキャリブレーションの適正化、生乳検査機関の技術研鑽・情報交流活動への支援等の取り組みについては、生・処の共通課題であることから、18年度以降はJミルクへ移管することを念頭に、必要な事業を実施する。

8．生乳需要拡大奨励対策と補助事業の実施

輸入乳製品との競合のおそれが少ない液状乳製品、発酵乳製品及びチーズの国内生産の推進及び需要拡大を図るため、機構の補助に基づき次の事業を実施する。

(1) 生乳需要拡大事業及び促進事業の実施

液状乳製品、発酵乳製品及びチーズ向け生乳の供給の拡大及び定着を図るため、それぞれの仕向け生乳拡大に対する補助並びに推進会議の開催及び指導等に対する補助

(2) 国産チーズ開発促進事業の実施

国産チーズの消費拡大及びナチュラルチーズ向け生乳の需要拡大のため、開発団体が行う国産ナチュラルチーズ又はチーズホエイの製品開発に対する補助、嗜好実態調査及び情報交換、製造技術の向上等に必要な事業に対する補助

(3) 国産チーズ等知識普及事業の実施

国産チーズの消費者への知識を普及・定着を図るため、展示会等の開催及び知識普及啓発資料の作成、推進会議の開催及び指導等必要な事業に対する補助

(4) 生乳乳製品流通対策事業の一部委託

交付金化された国の生乳乳製品流通対策事業の一部について、事業実施主体となって、Ｊミルクに委託して実施する。

9 . Ｊミルクへの的確な意見反映と、拠出金集金の協力

Ｊミルクの普及、学乳、取引及び需給の各般に亘る協議において、生産者団体の意向が確実に反映されるよう努める。

また、Ｊミルク拠出金について、Ｊミルク及び乳業関係団体等との連携により、引き続き円滑な拠出金の集金に努める。

10 . 組織運営の効率化並びに調査・情報の収集・提供

本会議組織運営の効率化を図るため、17年度と同様、生乳取引及び需給調整等の業務について理事会協議事項とするが、迅速な対応を必要とする場合、必要に応じて指定団体長、全国連及び指定団体の実務責任者で構成する会議等で協議し、活動する。

また、定期的な実務責任者会議の開催と適宜適切な理事会及び評議員会の開催に努める。

更に、指定団体支援業務の強化を図るために、以下の調査、情報の収集・提供等を行なう。

(1) 情報提供体制の強化

本会議で開設しているHPの迅速な更新により、情報提供とコンテンツの充実を図る。

会員専用サイト「酪農家情報ネットワーク」を通して酪農生産現場の具体的・実践的な課題を日常的に把握するとともに、中酪及び指定団体の事業への理解を醸成するため、適切な情報提供に努める。

また、関係全国団体と連携して実施する「担い手支援情報提供事業」を通じて酪農家やその支援者に検索・分析情報を提供する。

本会議の理事会等で決定された事項など、業界紙等へのプレスリリースと合わせて、会議資料・情勢などの統計資料等をHP上に迅速に掲載するなど、指定団体及び会員への情報提供の充実を図る。

(2) 調査・情報の収集及び提供

調査

- ア．海外の酪農政策・生産動向・消費拡大活動等に関する調査
- イ．生乳生産・経営状況等に関するヒアリング
- ウ．その他酪農乳業の動向等に関する調査

情報の収集及び提供

- ア．インターネットを活用した酪農関連情報の迅速な提供と、中酪情報（隔月）の発行
- イ．世界の酪農・農業、指定団体要覧の発行
- ウ．中酪Voiceとミルククラブを統合した酪農家向け情報の発行（隔月）の充実
- エ．用途別生乳生産取引数量及び価格の迅速な収集と指定団体等への詳細なデータの提供
- オ．その他必要な情報の収集と迅速な提供

平成18年度（第45年度）一般会計収支予算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

（単位：千円）

勘定科目			18年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 印減	摘要
大科目	中科目	小科目				
事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
1) 会費収入			124,307	126,093	1,786	地方会員 95,673 中央会員 28,028
2) 補助金等収入			35,860	44,524	8,664	
	生産振興総合対策 事業補助金収入		35,360	42,907	7,547	農水省補助事業
		生乳乳製品流通 対策事業収入	26,347	32,698	6,351	
		生乳取引等改善 推進事業収入	9,013	10,209	1,196	
	担い手集中経営支援 事業補助金収入		500	1,617	1,117	中央畜産会
3) 助成金等収入			19,500	25,822	6,322	日本酪農乳業協会 (委託事業未計上)
4) 賦課金収入			1,313,100	1,104,000	209,100	
	国産生乳需要定着化 促進事業賦課金収入		1,233,700	1,024,500	209,200	飲用等向け 458万ト×20銭 全生乳 794万ト×4銭
	需給調整機能強化 事業賦課金収入		79,400	79,500	100	全生乳 794万ト×1銭
5) 雑収入						
	受取利息収入		200	200	0	
6) 他会計からの繰入金収入			26,751	26,138	613	
	安定化資金繰入金収入		16,751	16,138	613	
	生産者基金繰入金収入		10,000	10,000	0	
事業活動収入計			1,519,718	1,326,777	192,941	

(単位：千円)

勘定科目			18年度	前年度	比較増減	摘要
大科目	中科目	小科目	予算額	予算額	印減	
2. 事業活動支出						
1) 事業費支出						
	生乳乳製品流通 対策事業費支出		19,996	19,133	863	農水省補助事業
		生乳受託販売 推進事業費支出	11,234	13,580	2,346	委員会・情報誌発行等
		生乳計画生産 推進事業費支出	3,924	3,018	906	需給調整推進会議等
		集送乳合理化 推進事業費支出	4,838	2,535	2,303	生乳流通アンケート分析等
	生乳取引等改善 推進事業費支出		9,013	10,209	1,196	農水省補助事業 日本酪農乳業協会事業
	担い手集中経営支援 体制整備事業費支出		500	1,617	1,117	
	中央団体普及啓発 事業費支出		7,500	7,500	0	日本酪農乳業協会受託事業
	会議開催費		10,000	10,000	0	
	調査費		8,000	14,322	6,322	委託事業未計上
	事業費支出計		55,009	62,781	7,772	

(単位：千円)

勘定科目			18年度	前年度	比較増減	摘要
大科目	中科目	小科目	予算額	予算額	印減	
2) 管理費支出						
	役員報酬支出		14,650	14,650	0	
	人件費支出		50,000	50,000	0	
	退職給付支出		0	0	0	退職予定者なし
	福利厚生費支出		21,900	21,900	0	社会保険料等
	旅費交通費支出		8,000	8,000	0	
		旅費支出	1,500	1,500	0	一般旅費
		交通費支出	6,500	6,500	0	都内交通費・定期券代
	通信運搬費支出		3,000	3,000	0	電話料・切手代
	消耗品費支出		2,250	2,250	0	
		消耗品費支出	1,000	1,000	0	事務用品
		新聞図書費支出	1,250	1,250	0	参考資料
	印刷費支出		3,000	3,000	0	会議資料・北代
	賃借料支出		21,000	21,000	0	事務室・事務機器借料
	謝金支出		945	945	0	公認会計士
	負担金支出		890	890	0	日本酪農乳業協会 100 日本乳業技術協会 270 中央畜産会 120 酪農ヘルパ-全国協会 200 協同組合経営研究所 100 畜産技術協会 100
	什器備品費支出		1,000	1,000	0	事務機器経費
	公租公課支出		7,000	15,000	8,000	消費税等
	渉外費支出		2,000	2,000	0	
	雑費支出		2,000	2,700	700	
	管理費支出計		137,635	146,335	8,700	

(単位：千円)

勘定科目			18年度	前年度	比較増減	摘要
大科目	中科目	小科目	予算額	予算額	印減	
3) 他会計へ繰入金支出						
	乳質改善事業繰入金		45,370	51,917	6,547	乳質改善事業特別会計へ
	国産生乳需給定着化促進事業繰入金		1,226,700	1,011,500	215,200	国産生乳需給定着化事業特別会計へ
	需給調整機能強化事業繰入金		60,000	60,079	79	広域生乳流通体制合理化支援事業特別会計へ
繰入金支出計			1,332,070	1,123,496	208,574	
事業活動支出計			1,524,714	1,332,612	192,102	
事業活動収支差額			4,996	5,835	839	
予備費支出			0	0		
当期収支差額			4,996	5,835	839	
前期繰越収支差額			4,996	5,835	0	
次期繰越収支差額			0	0	0	

注1) 収支予算書は、当年度から「公益法人会計基準の運用について」及び「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された様式により作成

- 2) 前年度予算額は、補正後の収支予算書の科目を当該年度予算額の科目に対応させて組み替えて表示
 3) 借入限度額 60,000千円
 4) 正味財産増減計算書科目の「役員退任慰労引当金繰入額」及び「退職給付引当金繰入額」は次の通り。

(単位：千円)

勘定科目			18年度	前年度	比較増減	摘要
大科目	中科目	小科目	予算額	予算額	印減	
	退職給付引当金繰入額		7,440	7,440	0	
		役員退任慰労引当金繰入額	2,440	2,440	0	
		退職給付引当金繰入額	5,000	5,000	0	

5) 酪農安定化対策等資金(自主資金)計算表

(単位：千円)

年度始資金	年度中増加額	年度中減少額	年度末資金額	摘要
176,504	88	16,751	159,841	利率は0.05%で計算
	運用益			

国産生乳需要定着化促進事業特別会計予算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(1) 収入の部

(単位：千円)

勘定科目	18年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 印減	摘要
一般会計繰入収入	1,226,700	1,011,500	215,200	
補助金収入	174,000	179,987	5,987	農畜産機構 55,000千円 中央畜産会 7,000千円 Jミルク 112,000千円
賛助金収入	20,000	20,000	0	
雑収入	500	500	0	
生乳消費拡大基金取崩収入	27,000	140,000	113,000	
複数年度事業基金取崩収入	3,500	45,500	42,000	啓発図書 7,000千円
前年度預り金	10,000	16,218	6,218	
収入合計	1,461,700	1,413,705	47,995	

(2) 支出の部

大科目	勘定科目		18年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 印減	摘要	
	中科目	小科目					
事業費	牛乳消費安定・飲用 需給構造改善事業		1,082,000	982,027	99,973		
		広告宣伝費	840,000	836,067	3,933	T V ・ 広告 (エリア拡大) 雑誌 ・ W e b 等 広告宣伝	
		販促 P R 費	222,000	125,960	96,040	プレゼントキャンペーン等 (新規)	
		事業推進費	20,000	20,000	0	会議開催 ・ 市場調査分析 効果測定 ・ 報告書作成	
	酪農理解醸成 消費者対策事業			269,800	332,000	62,200	
		酪農啓発情報発信費		30,000	83,000	53,000	啓発図書発行等情報発信 H P 関連費
		酪農教育ファーム 活動費		53,500	50,000	3,500	パンフレット、感動通信 教師向け実践事例集・ ワークシート、酪農参考図書
		地域密着型交流等 活動費		103,500	103,500	0	地域交流イベント助成 70,000千円 地域教育ファーム活動支援 33,500千円
		交流牧場等支援事業費		18,000	21,000	3,000	地域交流牧場活動支援
		ミルククラブ等関連事業費		64,800	74,500	9,700	情報誌6回/年発行
	関連対策事業			104,400	99,678	4,722	
		指定団体特別強化事業費		60,000	60,000	0	
		国産チーズ等相互研鑽費		0	11,000	11,000	
		調査・研究費		5,000	5,000	0	先進事例調査等
		管理運営費		10,500	10,500	0	事業推進事務費
	複数年度事業基金 繰入金支出			28,900	13,178	15,722	流通適正化等事業費
				5,500	0	5,500	流通向け啓発冊子 (拡充)
酪農啓発図書タイアップ費			0	0	0		
	国産チーズ等相互研鑽費		5,500	0	5,500		
支出合計			1,461,700	1,413,705	47,995		

(3) 生乳消費拡大基金 (自主基金) 計算表

年度始基金額	年度中増加額	年度中減少額	年度末基金額	摘要
107,688	2,692	27,000	83,380	利率は2.5%で計算

乳質改善事業特別会計収支予算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(1) 収入の部

(単位:千円)

勘定科目			18年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 印減
大科目	中科目	小科目			
繰入金収入	農水省補助事業	乳質基準等改善 推進事業補助金	45,370	51,917	6,547
			16,351	18,034	1,683
	一般会計繰入収入	29,019	33,883	4,864	
受取利息			1,300	1,300	0
賛助金収入			2,750	2,750	0
事務費収入			500	500	0
収入合計			49,920	56,467	6,547

(2) 支出の部

勘定科目			17年度 予算額	前年度 予算額	比較増減 印減
大科目	中科目	小科目			
事業費			43,170	45,717	2,547
		乳質基準等改善 推進事業費	11,038	13,566	2,528
		乳質管理指導推進 事業費	21,664	22,502	838
		生乳検査体制 強化事業費	1,300	1,300	0
		事業推進費	9,168	8,349	819
管理費			6,750	10,750	4,000
		人件費	6,000	10,000	4,000
		旅費	200	200	0
		通信運搬費	200	200	0
		印刷費	100	100	0
		雑費	250	250	0
支出合計			49,920	56,467	6,547

(3) 基金計算表(農畜産業振興機構・生乳検査体制強化事業基金等)

(単位:千円)

年度始基金額	年度中増加額	年度中減少額	年度末基金額	摘要
106,795	1,300	1,300	106,795	利率は1.30%で計算